

さいたま市行政会議の内容等の公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、さいたま市行政会議規程(平成17年5月31日訓令第13号)第1条に規定するさいたま市行政会議(以下「行政会議」という。)の内容及び会議資料(以下「内容等」という。)の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(内容等の公表)

第2条 内容等は、次に掲げる事項を公表するものとする。

開催日時

開催場所

議題

会議の概要

2 前項第4号の会議の概要は、内容等が把握できるものにするよう努めなければならない。

(内容等の公表の方法等)

第3条 内容等の公表は、市ホームページに掲載するとともに、各区役所の情報公開コーナーにおいて閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の公表は、行政会議を開催した日から1週間を経過する日までに行うものとする。ただし、公表しないこと又は同日後に公表することに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

3 内容等にさいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)第7条各号に規定する不開示情報に該当すると認められる事項が記載されていたときは、当該部分を除き公表するものとする。

附 則

この基準は、平成22年11月10日から施行する。